

ID: 1208

担当部署: 企画部 企画政策課

処分の概要	地域再生推進法人の指定		
法令名 根拠条項	地域再生法 第19条第1項		
法令番号	平成17年法律第24号		
【基準】 法第19条の規定による。 (地域再生推進法人の指定) 第19条 地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。 2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。 4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日